

建設委員会情報連絡

令和6年8月22日

情報連絡件名	頁
(1) 荒川第二・第三調節池他整備等治水事業に関する要望活動について . . .	2
(2) 京成本線荒川橋梁架替事業に伴う工事ヤードの閉鎖管理について	6
(3) 足立区都市計画審議会の開催結果について	10
(4) 岐阜県大垣市の「まちなかテラス」等の視察について	12
(5) 密集市街地における防災まちづくりの取組みについて	14
(6) 関原の森関連施設指定管理者の選定について	16
(7) 都営住宅の建替え等事業について	17
(8) UR賃貸住宅を活用した自立支援スキームについて	19

【参考】

《総合交通対策調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、総合交通対策調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) 足立区地域公共交通計画の策定状況について
- (2) 足立区デマンドタクシー「足タク」の利用状況等について
- (3) 「足立区地域内交通導入サポート制度」における各地域の取組み状況等について
- (4) はるかぜ協働事業対象路線の運賃改定等について
- (5) 六町駅周辺自転車駐車場の整備状況について
- (6) 綾瀬東自転車駐車場の民営から区営への変更について
- (7) つくばエクスプレスと日暮里・舎人ライナーの輸送実績について
- (8) メトロセブンの整備促進に向けた取組み状況について
- (9) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化促進連絡協議会活動の取組み状況について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和6年8月22日

件 名	荒川第二・第三調節池他整備等治水事業に関する要望活動について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内 容	東京都内荒川沿川七区（足立区、墨田区、江東区、北区、板橋区、葛飾区、江戸川区）の区長連名で、荒川水系の治水対策事業を強力に推進するよう、財務副大臣および国土交通大臣宛、要望活動を行ったので、以下のとおり報告する。 1 要望日時 令和6年7月29日（月） 午後4時～ 2 要望先 （1）財務省（財務副大臣 矢倉克夫） （2）国土交通省（国土交通大臣 斉藤鉄夫） 3 出席者 足立区長・副区長および各区代表者 4 要望書及び提出時の状況 （1）要望書 別紙1のとおり（P3～4参照） （2）提出時の状況 別紙2のとおり（P5参照） 5 今後の方針 今後も、荒川沿川七区と協力し、荒川水系の治水対策事業の推進を国に対して要望していく。

荒川第二・第三調節池他整備等治水事業に関する要望書

貴台におかれましては、日頃より荒川水系の総合的な治水・利水対策にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

申すまでもなく、荒川は、政治・経済の中核機能が集中する首都圏を貫流する我が国屈指の重要な河川です。ひとたび氾濫した場合には、沿川区民の生活・財産に重大な支障を及ぼすばかりでなく、我が国の社会経済活動のみならず、世界経済に対しても計り知れないダメージを与える恐れがあります。

近年は、気候変動による台風の激化・巨大化、豪雨の頻発化・激甚化が進み、懸念される水害リスクがこれまで以上に増大し、顕在化しています。令和5年6月の台風第2号では、前線の活発化に伴い、東京地方で初めて「線状降水帯の発生の可能性」が示され、最終的には線状降水帯の発生には至りませんでした。中川・綾瀬川で氾濫危険水位を超える事象が発生しました。令和元年東日本台風の状況を考えれば、荒川本川の氾濫を現実のものとして受け止め、対策を急ぐ必要があります。

そのためには、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を着実に進めることが重要です。沿川七区は現在、『災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議』において取りまとめられた、高台まちづくりの実践に向け、モデル地区を設定し、国・東京都と三者一体となり新たな取り組みを進めております。

令和元年東日本台風の降雨は荒川の熊谷水位観測所、治水橋水位観測所などにおいて観測史上最高の水位を記録しましたが、荒川第一調節池は約3,500万立方メートルを貯留し、荒川下流域の洪水被害防止に大きく貢献しました。頻発化・激甚化する水害に対して、人命を守るとともに壊滅的な社会経済的被害を回避するためには国が治水事業を推進していくことで、災害に強い安全で安心な地域づくりが実現するものと考えます。

貴台におかれましても、かかる事情をご賢察いただくとともに、荒川下流域における安全で豊かな潤いのある地域の実現のため、以下の要望事項について強力な推進をお願い申し上げます。

1 荒川中流部の群（荒川第二・第三調節池他）整備の推進

昭和22年のカスリーン台風による戦後最大の洪水と同規模の洪水にも耐える、荒川下流部の抜本的な治水対策が急務である。そのため、引続き荒川水系河川整備計画に位置づけられた中流部の調節池群の整備を早急に推進すること。

2 ゼロメートル地帯を広範囲に抱える荒川下流部における治水対策の推進

我が国及び首都圏の社会経済活動に大きな影響を及ぼす荒川下流部の治水対策を強力に推進すること。特に、京成本線荒川橋梁架替、高台まちづくりの拠点となる高規格堤防整備、浸水継続時間の短縮化、高潮対策及び首都直下地震対策等を着実に推進すること。

3 治水事業の予算確保

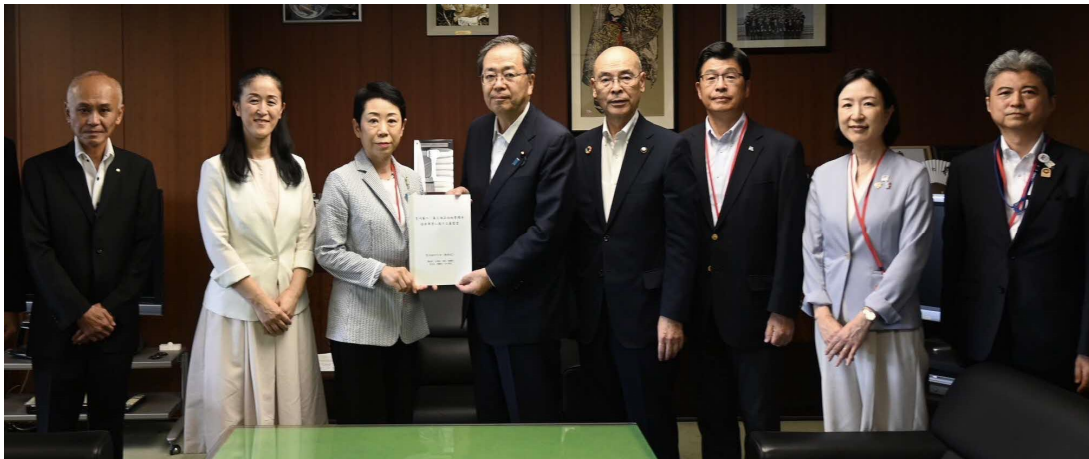
増大する水害リスクに対し、荒川における事前防災対策の加速化、並びに、持続的に安全を確保するための維持管理・老朽化対策に必要となる予算及び人員を十分確保すること。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（2021～2025年度）及び5か年加速化対策の完了を待つことなく、国土強靱化実施中期計画を策定し、国土強靱化に必要十分な予算・財源を別枠で確保すること。

以上

【要望書提出時の状況】



矢倉財務副大臣に要望書を提出



斉藤国土交通大臣に要望書を提出

建設委員会情報連絡

令和6年8月22日

件名	京成本線荒川橋梁架替事業に伴う工事ヤードの閉鎖管理について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課 道路公園整備室パークイノベーション推進課
内容	京成電鉄株式会社が河川敷の一部を占用して架替事業に関する工事ヤードを設置していたが、6月末に予定どおり終了した。非出水期となる11月から次期工事を開始するが、それまでの6月末から10月末までは、京成電鉄株式会社が占用し閉鎖管理することとなった。 このことについて、以下のとおり報告する。 1 工事ヤードの閉鎖管理について (1) 管理者 京成電鉄株式会社 (2) 理由 ア 河川敷の地盤が軟弱なため、工事車両が走行できるよう、土をすき取り、砕石を敷き詰め、地盤強化を図って施工した。 イ 約3か月後の11月からは次期工事の工事ヤードとして再度使用するため、工期短縮及び経費削減の観点から砕石を残している。 ウ 地表面近くに砕石が残置してあり、安全面を考慮すると区民に開放できる状態ではないため、河川管理者（荒川下流河川事務所）と協議し、バリケードによる閉鎖管理とした。 (3) 時期 ア 6月末～10月31日（予定） イ 11月以降は、工事ヤードとしての使用と閉鎖管理を繰り返し、令和9年6月末まで、区民が広場利用できない状況となる。その後の施工計画は検討中のため、工事ヤードの取扱いについては未定。 (4) 範囲 別紙1、2のとおり（P8～9参照） 2 河川敷広場利用者等への周知方法 (1) 現地に立入禁止看板と閉鎖に関するお知らせ看板を設置 (2) 足立区ホームページに掲載

3 閉鎖管理の状況について

(1) 現地の閉鎖状況



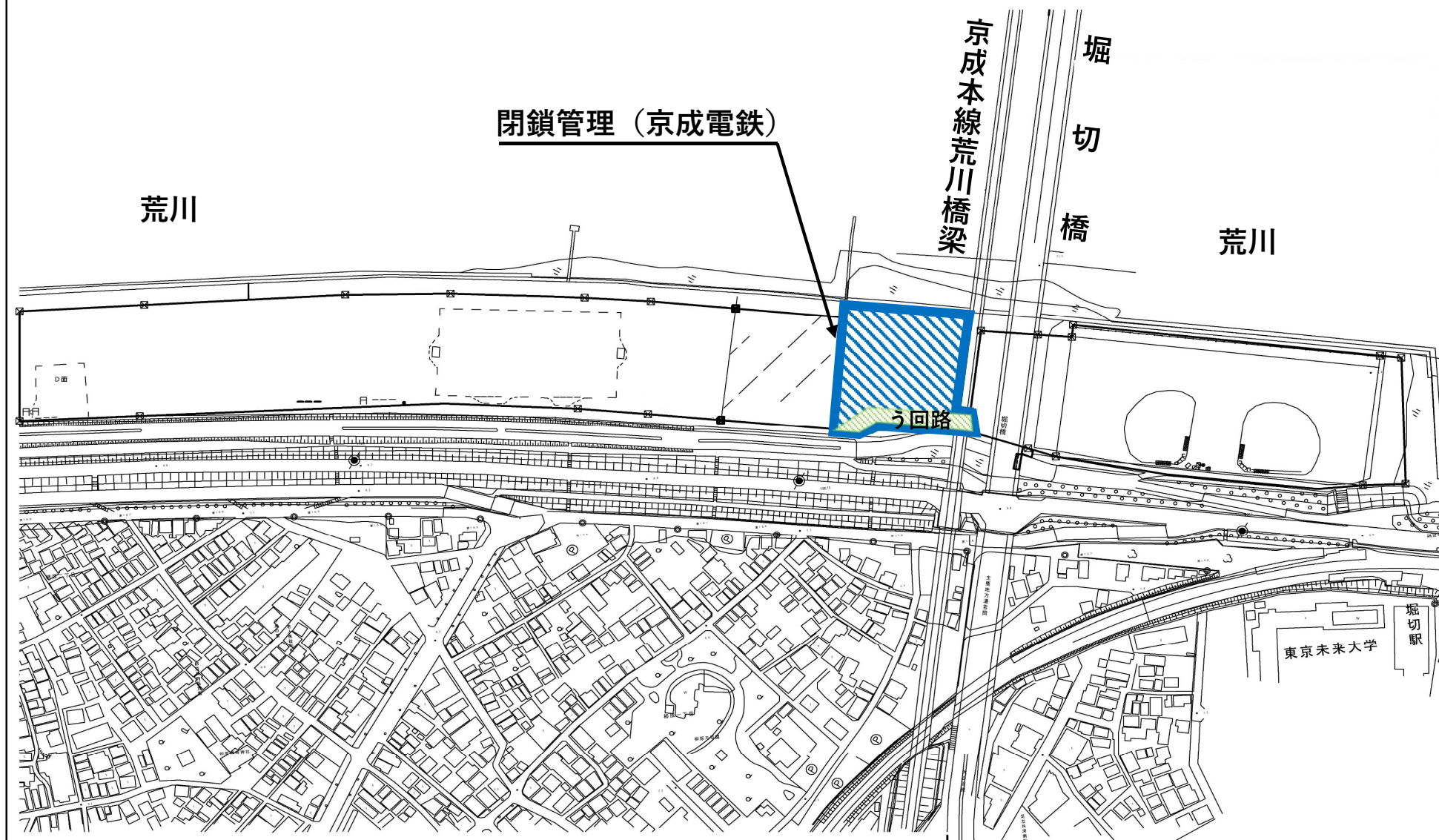
(2) 立入禁止看板



(3) 閉鎖に関するお知らせ看板

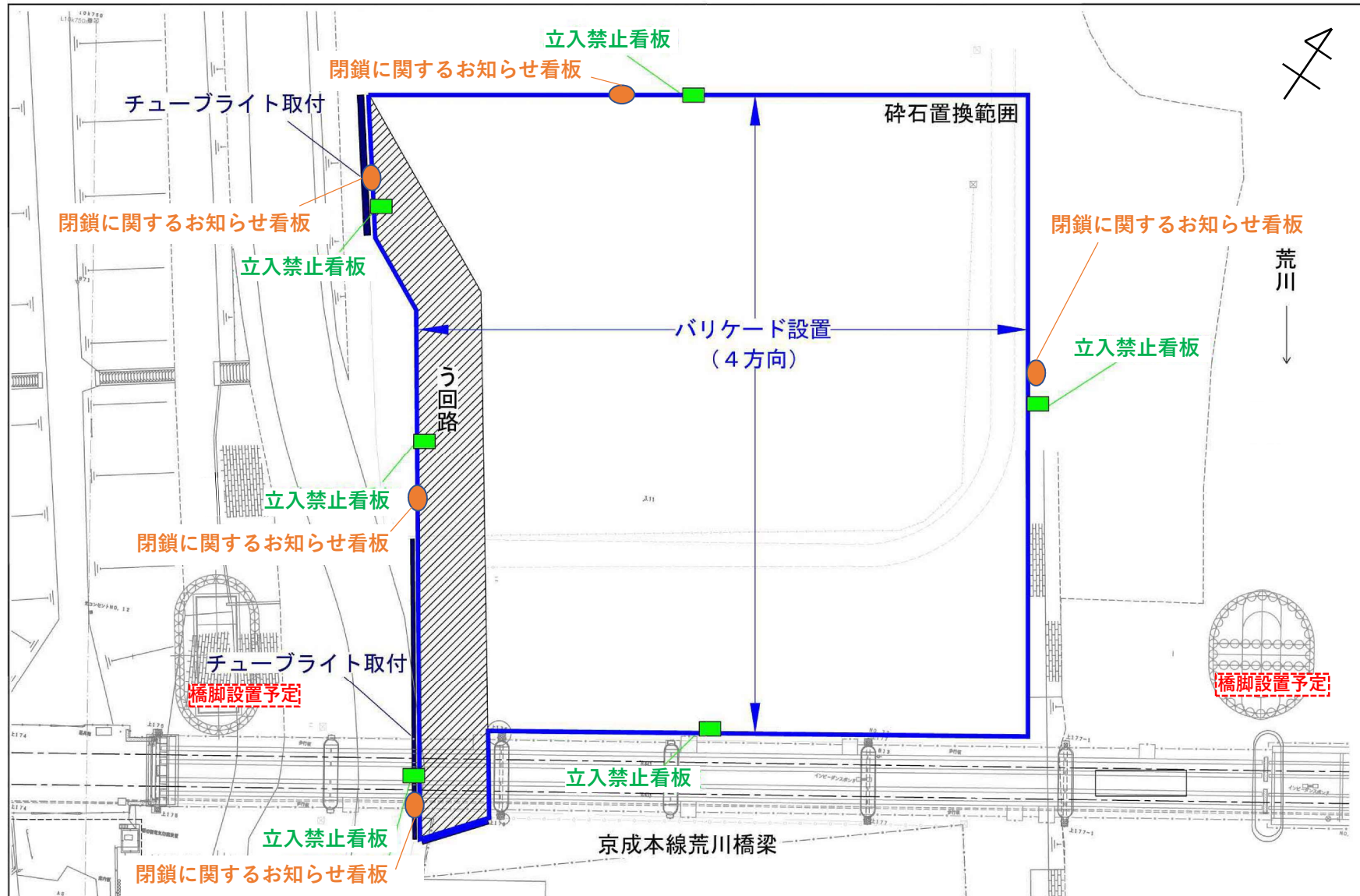


日ノ出町緑地平面図



管理範囲図

別紙 2



建設委員会情報連絡

令和6年8月22日

件名	足立区都市計画審議会の開催結果について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	第80回足立区都市計画審議会を開催したので、以下のとおり報告する。 1 開催概要 (1) 日時 令和6年7月16日(火) 午後2時～ (2) 場所 区役所中央館8階 特別会議室 (3) 出席委員数 委員定数18名中16名出席 2 議案 (1) 六木一丁目地区関連 ア 東京都市計画 一団地の住宅施設の変更(足立区決定) イ 東京都市計画地区計画 六木一丁目地区地区計画の決定(足立区決定) (2) 小台一丁目地区関連 ア 東京都市計画地区計画 小台一丁目地区地区計画の変更(足立区決定) イ 東京都市計画 防火地域及び準防火地域の変更(足立区決定) (3) 東京都市計画公園の変更(足立区決定) 3 報告事項 江北駅周辺地区のまちづくりについて 4 審議結果 上記議案を付議した結果、足立区都市計画審議会において異議のないものと決定された。 5 都市計画決定・告示 令和6年7月26日(金) 6 その他 次回の足立区都市計画審議会は、令和6年12月20日(金)に開催を予定している。

7 参考

足立区都市計画審議会とは、東京都や足立区が都市計画を定める際、都市計画法第19条第1項に基づき都市計画に関する事項を調査・審議する機関である。

(1) 審議会設置の根拠法令等

ア 都市計画法

第77条の2

イ 足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例

第33条～第43条

(2) 審議会の設置の目的

都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、区民の生活に大きな影響を及ぼすため、計画を定めるときは行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者、区議会の議員、関係行政機関、区民などから構成される審議会の検討・審議を経て決定することとなっている。

(3) 審議会の主な役割

ア 区が定めようとする都市計画案を調査・審議

イ 区長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査・審議

ウ 関係行政機関への建議

エ まちづくりに関する事項についての区長の諮問に対する答申 等

(4) 委員の構成

学識経験者、区議会議員、区内関係団体の代表者、公募による区民などから組織され、23人以内で構成されている。

(5) 委員の任期

2年

建設委員会情報連絡

令和6年8月22日

件名	岐阜県大垣市の「まちなかテラス」等の視察について
所管部課名	道路公園整備室道路公園管理課 道路整備課
内容	大垣市の「まちなかテラス」と「えきまえスクエアパーティー」を視察したので、以下のとおり報告する。 1 視察理由 建設委員会は、令和5年度の地方都市行政調査として岐阜県大垣市ほか2か所を視察している。視察後の建設委員会において、執行機関も大垣市を視察してはどうかと委員から意見があったため。 2 視察箇所 (1) まちなかテラス ア 概要 「居心地がよく歩きたくなるまちなか」をエリア一体的に推進する取組み。丸の内公園は、毎週金曜日の午前11時から午後2時まで開催。 イ 場所 丸の内公園（大垣市丸の内二丁目） (2) えきまえスクエアパーティー ア 概要 キッチンカーが出店し、ライトと音楽が会場のムードを盛り上げる取組み。令和6年7月から9月までの毎週水曜日と金曜日の午後5時から午後10時まで開催。 イ 場所 大垣駅南街区広場（大垣市高屋町一丁目） 3 視察日 令和6年7月26日（金） 4 視察者 副区長、道路公園整備室長、道路公園管理課長、道路整備課長、道路公園管理課職員

5 視察結果

(1) まちなかテラス



(2) えきまえスクエアパーティー



6 今後の方針

まちづくり事業等の取組みの参考としていく。

建設委員会情報連絡

令和6年8月22日

件 名	密集市街地における防災まちづくりの取組みについて
所管部課名	建築室建築防災課
内 容	密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について、以下のとおり報告する。 1 千住西地区まちづくり協議会（第18回）の開催について （1）目 的 千住西地区の密集事業や、まちづくりに関する活動を周知し、安全で住み続けられるまちづくりを推進する。 （2）日 時 令和6年7月23日（火）午後7時～午後8時 （3）場 所 千住柳町住区センター （4）参加者 協議会員 18名 （5）主な内容 ア 前回協議会以降のまちづくりの進捗状況について報告 イ 今後のプチテラス整備の予定について説明 ウ その他 （6）主な質疑 Q1：千住柳町児童遊園に防災井戸を要望しているが、整備はいつ頃になるのか。 A1：防災井戸の整備については検討中である。パークイノベーション推進課と連携して取り組んでいきたい。 Q2：令和2年に購入した千住大川町のプチテラス予定地の整備スケジュールを教えてください。 A2：広いプチテラスを整備したいと考えており、隣接地の用地取得について交渉中であるため、整備スケジュールは未定である。面積確定後に皆さんと一緒に計画を作成していきたい。 2 柳原地区まちづくり協議会（第2回）の開催について （1）目 的 防災性の向上及び住環境の改善対策について検討し、「柳原らしさを活かした、誰もが安心して生活できるまち」を実現する。 （2）日 時 令和6年7月30日（火）午後6時30分～午後8時 （3）場 所 千住あずま住区センター （4）参加者 協議会員 12名

(5) 主な内容

ア 個別相談会の開催結果について報告

イ 防災街区整備地区計画（以下「地区計画」という。）で定めるルールについて説明

ウ 防災街区整備地区計画に伴う都市計画の変更内容（用途地域及び都市計画公園）及びスケジュールについて説明

(6) 主な質疑

Q 1 : インバウンド対応や災害時避難施設としての利用など、ホテル・旅館には様々なメリットがあるため、地区計画で建築制限することは反対。

A 1 : 建築制限を望む声もあるため、本日の欠席者を含めた全協議会員に匿名のアンケートを実施したい。その結果も踏まえ、地区計画の原案を策定する。

Q 2 : 柳原一丁目児童遊園が都市計画公園になることで、どのような影響があるのか。

A 2 : 改修をするわけではなく、利用方法や管理体制の変更もないが、都市計画法に定める公園として存続の担保性が確保される。

(7) 今後の予定

令和7年度からの密集事業及び地区計画の導入に向け、適宜協議会を開催するとともに、以下のとおり手続きを進めていく。

日程	主な内容
令和6年11月	地区計画原案の説明会
令和6年12月	地区計画原案の縦覧・意見受付
令和7年1月	地区計画案の東京都協議
令和7年2月	地区計画案の縦覧・意見受付
令和7年3月	都市計画審議会
令和7年6月	地区計画の決定・告示

建設委員会情報連絡

令和6年8月22日

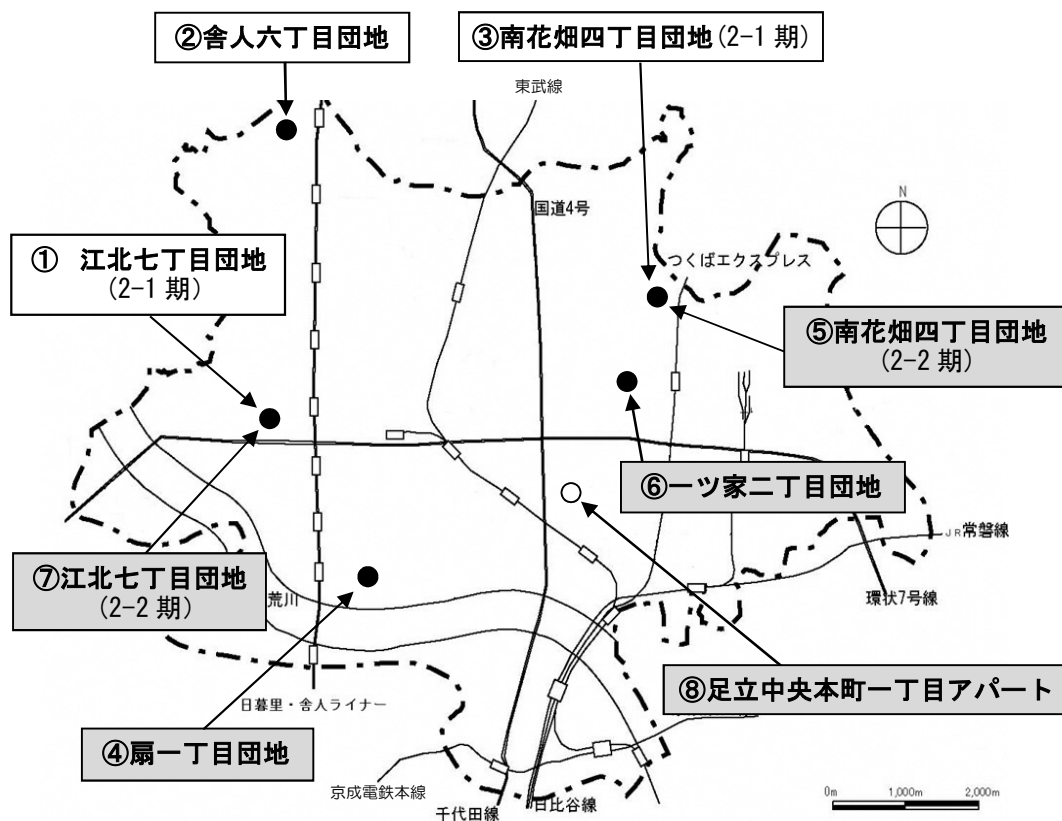
件 名	関原の森関連施設指定管理者の選定について														
所管部課名	建築室建築防災課														
内 容	関原の森・愛恵まちづくり記念館及びまちづくり工房館の指定管理者を以下のとおり選定するので報告する。 1 指定期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間を予定） 2 業務内容 （1）施設の利用・貸出等管理業務 （2）施設の維持管理業務 3 選定日程 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月 日</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年 7月8日</td><td>第1回選定等審査会 選定審査に関する書類・基準の審議</td></tr> <tr> <td>7月10日号</td><td>あだち広報掲載（募集開始）</td></tr> <tr> <td>8月1日 ～8月8日</td><td>申込期間</td></tr> <tr> <td>8月下旬</td><td>第2回選定等審査会（第一次審査） 書類審査</td></tr> <tr> <td>9月上旬</td><td>第3回選定等審査会（第二次審査） プレゼンテーション（候補者決定）</td></tr> <tr> <td>12月</td><td>第4回定例会に議案提出</td></tr> </tbody> </table> 4 今後の方針 （1）現在、利用率が低い愛恵まちづくり記念館について、愛恵学園の福祉、教育の理念と建築的背景を活かし、文化財指定・登録による価値の創造や地元商店街、学校等、様々な関係機関との連携等を検討していく。 （2）密集事業協力者の作業所として利用しているまちづくり工房館の活用とあわせて、地域内外に魅力ある施設にするための方策を関係所管において令和7年度末を目途に策定し、集客力アップを目指していく。	年 月 日	内 容	令和6年 7月8日	第1回選定等審査会 選定審査に関する書類・基準の審議	7月10日号	あだち広報掲載（募集開始）	8月1日 ～8月8日	申込期間	8月下旬	第2回選定等審査会（第一次審査） 書類審査	9月上旬	第3回選定等審査会（第二次審査） プレゼンテーション（候補者決定）	12月	第4回定例会に議案提出
年 月 日	内 容														
令和6年 7月8日	第1回選定等審査会 選定審査に関する書類・基準の審議														
7月10日号	あだち広報掲載（募集開始）														
8月1日 ～8月8日	申込期間														
8月下旬	第2回選定等審査会（第一次審査） 書類審査														
9月上旬	第3回選定等審査会（第二次審査） プレゼンテーション（候補者決定）														
12月	第4回定例会に議案提出														

建設委員会情報連絡

令和6年8月22日

件名	都営住宅の建替え等事業について		
所管部課名	建築室住宅課 区営住宅更新担当課		
内 容	東京都住宅政策本部より、都営住宅の建替え等の取組み状況について情報提供があったので、以下のとおり報告する。		
	1 令和5年度着手の状況		
	(1) 建替事業（別図参照 P 18）		
	番号	団地名（旧名称）	工事区分
	①	江北七丁目団地（上沼田第3アパート）	2-1期/全3期
	②	舎人六丁目団地（舎人町アパート）	1期/全5期
	③	南花畑四丁目団地（花畑第3アパート）	2-1期/全5期
	2 令和6年度着手の予定（見込みを含む）		
	(1) 建替等事業（別図参照 P 18）		
	番号	団地名（旧名称）	工事区分
④	扇一丁目団地		
⑤	南花畑四丁目団地（花畑第3アパート）	2-2期/全5期	
⑥	一ツ家二丁目団地（東栗原アパート）	3-1期/全3期	
⑦	江北七丁目団地（上沼田第3アパート）	2-2期/全3期	
(2) エレベーター設置予定（別図参照 P 18）			
記号	団地名	対象住棟（設置数）	
⑧	足立中央本町一丁目アパート	3号棟（1基）	
3 今後の方針			
(1) 令和6年度協議の建替え等の計画について、東京都及び足立区の関係所管と調整を行い円滑な事業推進を図る。			
(2) 建替都区協議においては、都営住宅の適正配置を図るとともに、区のまちづくりに貢献するよう創出用地の活用等について検討する。			

【別図】 令和5年度・6年度建替等着手団地 位置図



《 団地・アパート名 凡例 》

● 建替団地

○ エレベーター設置団地

白 枠

令和5年度着手

網掛枠

令和6年度着手（予定）

建設委員会情報連絡

令和6年8月22日

件名	UR賃貸住宅を活用した自立支援スキームについて
所管部課名	建築室住宅課
内容	独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）の空き住戸を利用した新たな居住支援の取組みについて、以下のとおり報告する。 1 目的 URと地方公共団体、居住支援法人（東京都が指定）が連携し、住宅確保要配慮者に対してUR賃貸住宅の空き住戸を提供する。 2 制度の概要 （１）URと区が推薦する居住支援法人が定期建物賃貸借契約を締結する。 （２）定期建物賃貸借契約の期間は３年間で、賃貸料は通常のUR住戸よりも低廉となる。 （３）居住支援法人は住宅確保要配慮者に住宅を転貸し、居住支援を行う。 ～イメージ～ 3 今後の方針 （１）区内の居住支援法人と連携し、本年7月に単身高齢者1名がUR住宅に入居できるよう協議を進めている。 （２）今後、お部屋探しサポートの相談者等に対し、本事業を活用した支援を行っていく。